

公 告

大規模小売店舗の変更の届出
(経営支援課)

公
告
目
次

青森県報

号外第五十六号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年七月七日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社サンデー 代表取締役社長 八戸市根城六丁目二二の一〇 和田正徳	変更前
株式会社サンデー 代表取締役社長 八戸市根城六丁目二二の一〇 宮下直行	変更後
平成三・五・八	変更年月日

四	届出年月日	平成二十二年六月十六日
五	届出書の縦覧	青森県商工労働部経営支援課及び五所川原市役所
六	場所	青森県商工労働部経営支援課及び五所川原市役所
一	期間	平成二十二年七月七日から同年十一月七日まで
二	時間	午前八時三十分から午後五時十五分まで
三	時間	午前八時三十分から午後五時十五分まで
六	意見書の提出	ただし、五所川原市役所にあつては、その執務時間内とする。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十二年十一月七日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年七月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一大規模小売店舗の名称及び所在地
吉生モール

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
前田商事株式会社

むつ市小川町二丁目四の八

代表取締役 前田恵二

三大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社サンデー 代表取締役社長 和田正徳	平成三・五・八
株式会社サンデー 代表取締役社長 宮下直行	

四 届出年月日

平成二十二年六月十六日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及びむつ市役所
期間

2 平成二十二年七月七日から同年十一月七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、むつ市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十二年十一月七日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年七月七日

青森県知事 三 村 申 吾

変更前	変更後	変更年月日
株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 和田正徳	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 宮下直行	平成三・五・八
マツクスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六 の二五 代表取締役社長 反田悦生	マツクスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六 の二五 代表取締役社長 宮地邦明	平成三・五・八
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名	大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名	変更年月日
平成三・五・八	平成三・五・八	平成三・五・八

1 場所	平成二十二年六月十六日
2 期間	平成二十二年七月七日から同年十一月七日まで
青森県商工労働部経営支援課及び十和田市役所	

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
十和田南ショッピングセンター

- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
十和田市大字相坂字小林二二外

- 六 意見書の提出
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。
ただし、十和田市役所にあっては、その執務時間内とする。
- 3 時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで

- 1 提出期限
平成二十二年十一月七日
- 2 提出先
青森県商工労働部経営支援課

- 3 記載事項
(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所
(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年七月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ピアドウ
八戸市沼館四丁目七の一、二外

- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 八戸臨海開発株式会社

八戸市沼館四丁目七の一、二

代表取締役 園田学

2 福田アセツ&サービス株式会社
新潟県新潟市中央区西堀通二番町七七八
代表取締役 樋口孝夫

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 和田正徳	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 宮下直行	平成三・五・六

四 届出年月日
平成二十二年六月十六日

五 届出書の縦覧
1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間
平成二十二年七月七日から同年十一月七日まで

3 時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限
平成二十二年十一月七日

2 提出先

3 記載事項
(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見及びその理由
4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公報する。

平成二十二年七月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
野辺地ショッピングセンター
上北郡野辺地町字一本木一三外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 和田正徳	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 宮下直行	平成三・五・六

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 和田正徳	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 宮下直行	平成三・五・六

四 届出年月日

平成二十二年六月十六日
届出書の総覧

五 届出場所

青森県商工労働部経営支援課及び野辺地町役場

二 期間

平成二十二年七月七日から同年十一月七日まで

三 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

六 意見書の提出

ただし、野辺地町役場にあつては、その執務時間内とする。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

一 提出期限

平成二十二年十一月七日

二 提出先

青森県商工労働部経営支援課

三 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

四 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年七月七日

一大規模小売店舗の名称及び所在地

青森県知事 三 村 申 吾

サンデー弘前店
弘前市大字八幡町三丁目一の五外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 和田正徳	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 宮下直行	平成三・五・一八
平成三・五・一八	平成三・五・一八	平成三・五・一八

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 和田正徳	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 宮下直行	平成三・五・一八
平成三・五・一八	平成三・五・一八	平成三・五・一八

四 届出年月日

平成二十二年六月十六日

五 届出書の総覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び弘前市役所

2 期間

平成二十二年七月七日から同年十一月七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

六 意見書の提出

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

一 提出期限

平成二十二年十一月七日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
 (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
 (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年七月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一大規模小売店舗の名称及び所在地

サンデー青森店

青森市三好二丁目二の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社サンデー
八戸市根城六丁目二二の一〇
代表取締役社長 和田正徳

株式会社サンデー
八戸市根城六丁目二二の一〇
代表取締役社長 宮下直行

平成三・五・六

変 更 前

変 更 後

変更年月日

四 届出年月日	変 更 前	変 更 後	変更年月日
株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 和田正徳	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 宮下直行	平成三・五・六	平成三・五・六
平成三・五・六			

三大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

平成二十二年六月十六日
 五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成二十二年七月七日から同年十一月七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができます。

1 提出期限

平成二十二年十一月七日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
 (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
 (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年七月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一大規模小売店舗の名称及び所在地

サンデー青森虹ヶ丘店

青森市虹ヶ丘二丁目一の外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 和田正徳	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 宮下直行	平成三・五・六
変更前	変更後	変更年月日
株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 和田正徳	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 宮下直行	平成三・五・六

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 和田正徳	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 宮下直行	平成三・五・六
変更前	変更後	変更年月日
株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 和田正徳	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 宮下直行	平成三・五・六

四 届出年月日

平成二十二年六月十六日

五 届出書の縦覧

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

1 場所

平成二十二年七月七日から同年十一月七日まで

2 期間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

3 時間

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

4 提出期限

平成二十二年十一月七日

5 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年七月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンデー弘前石渡店

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

弘前市大字石渡四丁目五の一外

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

変更前	変更後	変更年月日
株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 和田正徳	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 宮下直行	平成三・五・六
変更前	変更後	変更年月日
株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 和田正徳	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 宮下直行	平成三・五・六

四 届出年月日

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

五 届出書の縦覧
平成二十二年六月十六日

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び弘前市役所

2 期間

平成二十二年七月七日から同年十一月七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあっては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十二年十一月七日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所
(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があるので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年七月七日

サンデー八戸根城店
八戸市根城六丁目二二の一〇外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 和田正徳	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 宮下直行	平成三・五・八
平成三・五・八	平成三・五・八	平成三・五・八

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 和田正徳	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 宮下直行	平成三・五・八
平成三・五・八	平成三・五・八	平成三・五・八

四 届出年月日

平成二十二年六月十六日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成二十二年七月七日から同年十一月七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

4 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十二年十一月七日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

一大規模小売店舗の名称及び所在地

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
 (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
 (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年七月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一大規模小売店舗の名称及び所在地

サンデー八戸新井田店

八戸市大字新井田字寺沢一九の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社サンデー

八戸市根城六丁目二二の一〇
代表取締役社長 和田正徳

株式会社サンデー
八戸市根城六丁目二二の一〇
代表取締役社長 宮下直行

平成三・五・六

変 更 前

変 更 後

変更年月日

四 届出年月日	変 更 前	変 更 後	変更年月日
株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 和田正徳	八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 宮下直行	八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 宮下直行	平成三・五・六
平成三・五・六			

三大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

平成二十二年六月十六日
届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成二十二年七月七日から同年十一月七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十二年十一月七日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
 (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
 (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年七月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一大規模小売店舗の名称及び所在地

サンデー三沢店

三沢市南町一丁目三一の三八四七外

大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

葛巻アイ

三沢市南町一丁目三一の三八五五

大規模小売店舗において小売業を行つ者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 和田正徳	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 宮下直行	平成三・五・一八
平成二十二年六月十六日		

四 届出年月日

平成二十二年六月十六日

五 届出書の縦覧

青森県商工労働部経営支援課及び三沢市役所

一 場所

平成二十二年七月七日から同年十一月七日まで

二 期間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、三沢市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年七月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンデーむつ中央店

むつ市中央二丁目一の外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 大湊興業株式会社

むつ市中央二丁目一三の一四

2 代表取締役 濱崎正明

下北交通株式会社

むつ市金曲一丁目八の一二

3 代表取締役社長 白濱啓助

三 大規模小売店舗において小売業を行つ者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 和田正徳	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 宮下直行	平成三・五・一八
平成二十二年六月十六日		

四 届出年月日

平成二十二年六月十六日

五 届出書の縦覧

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

青森県商工労働部経営支援課

記載事項

青森県商工労働部経営支援課及びむつ市役所

	六	意見書の提出
3	午前八時三十分から午後五時十五分まで	時間
	ただし、むつ市役所にあつては、その執務時間内とする。	
1	提出期限	
	平成二十二年十一月七日	
2	提出先	
	青森県商工労働部経営支援課	
3	記載事項	
	(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
	(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称	
	(三) 意見及びその理由	
4	言語	
	意見書は、日本語により記載すること。	
	~~~~~	
	大規模小売店舗の変更の届出	
	大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規 模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三 項の規定により次とおり公告する。	
	平成二十二年七月七日	
	青森県知事 三 村 申 吾	
一	大規模小売店舗の名称及び所在地 サンデー八戸石堂店	
二	八戸市長苗代二丁目二の一三外	
大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名		

	変 更 前	変 更 後	変更年月日
三　大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長　和田正徳	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長　宮下直行	平成三・五・八
四　届出年月日	平成二十二年六月十六日	平成三・五・八	平成三・五・八
五　届出書の縦覧	青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁 期間	青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁 時間	青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁 時間
六　意見書の提出	午前八時三十分から午後五時十五分まで ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。	午前八時三十分から午後五時十五分まで ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。	午前八時三十分から午後五時十五分まで ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。
1　提出期限	平成二十二年七月七日から同年十一月七日まで	平成二十二年七月七日から同年十一月七日まで	平成二十二年七月七日から同年十一月七日まで
2　提出先	青森県商工労働部経営支援課	青森県商工労働部経営支援課	青森県商工労働部経営支援課
3　記載事項	(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所 (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称 (三) 意見及びその理由	(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所 (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称 (三) 意見及びその理由	(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所 (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称 (三) 意見及びその理由

4 言語  
意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年七月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一大規模小売店舗の名称及び所在地  
サンデー弘前松原店

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
吉川建設株式会社  
弘前市大字富田東一丁目三の一外  
弘前市大字富田町一七四  
代表取締役 吉川功一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変更年月日
株式会社サンデー 代表取締役社長 和田正徳	株式会社サンデー 代表取締役社長 宮下直行	平成三・五・六
平成二十二年六月十六日	平成二十二年六月十六日	平成三・五・六

四 届出年月日  
平成二十二年六月十六日  
五 届出書の縦覧

1 場所 青森県商工労働部経営支援課及び弘前市役所	2 期間 平成二十二年七月七日から同年十一月七日まで	3 時間
------------------------------	-------------------------------	------

午前八時三十分から午後五時十五分まで  
ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。  
6 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限  
平成二十二年十一月七日

2 提出先  
青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項  
(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所  
(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称  
(三) 意見及びその理由

4 言語  
意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年七月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一大規模小売店舗の名称及び所在地  
サンデー浪岡店

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
青森市浪岡大字女鹿沢字稻本八一外  
青森市浪岡大字女鹿沢字稻本八一外  
代表取締役社長 宮下直行

変 更 前	変 更 後	変更年月日
株式会社サンデー 代表取締役社長 和田正徳	株式会社サンデー 代表取締役社長 宮下直行	平成三・五・六
平成二十二年六月十六日	平成二十二年六月十六日	平成三・五・六

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 和田正徳	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 宮下直行	平成三・五・一八

四 届出年月日

平成二十二年六月十六日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成二十二年七月七日から同年十一月七日まで

六 意見書の提出

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十二年十一月七日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所  
(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称  
(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公報する。

平成二十二年七月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
サンデー八戸長苗代店

八戸市大字長苗代字前田六一の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 和田正徳	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 宮下直行	平成三・五・一八

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 和田正徳	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役社長 宮下直行	平成三・五・一八

四 届出年月日

平成二十二年六月十六日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市役所

2 期間

平成二十二年七月七日から同年十一月七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

- |        |                                                                                      |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 提出期限 | 平成二十二年十一月七日                                                                          |
| 2 提出先  | 青森県商工労働部経営支援課                                                                        |
| 3 記載事項 | (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所<br>(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称<br>(三) 意見及びその理由 |
| 4 言語   | 意見書は、日本語により記載すること。                                                                   |

(発行所 青森市・島 一丁人) 森目一 番一 県号
(印刷所 青森市第一 東奥印刷株式会社) 販売人 印町三丁目 番七 社号
定価小口一枚二付十五円一 錢